

# クラウド SIM 通信サービス利用規約

## 第 1 章 総則

### 第 1 条（約款の適用）

1. 本約款は、株式会社じゃんこカンパニー（以下「当社」といいます。）が提供するクラウド SIM 通信サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。
2. 利用者は、本サービスの申込み又は利用開始をもって、本約款に同意したものとみなします。
3. 当社が別途定める申込書、料金表、注意事項、マニュアル、Web サイト上の告知その他の個別条件は、本約款の一部を構成するものとします。
4. 本約款と個別条件の内容に齟齬がある場合は、個別条件が優先して適用されるものとします。

### 第 2 条（用語の定義）

本約款において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 「利用者」とは、当社と利用契約を締結し、本サービスの提供を受ける者をいいます。
- (2) 「利用契約」とは、本約款に基づき当社と利用者との間で成立する本サービスの提供に関する契約をいいます。
- (3) 「本商品」とは、当社又は当社指定先が販売する、サービス対象国で通信可能な Wi-Fi ルーター及びその関連商品をいいます。
- (4) 「端末」とは、前号の Wi-Fi ルーター本体をいいます。
- (5) 「通信プラン」とは、申込書、料金表又は個別条件に定める条件で、本商品を利用して通信するプランをいいます。
- (6) 「2 段階定額プラン」とは、日単位又は利用量に応じた従量課金を基礎とし、一定額を上限として課金するプランをいいます。
- (7) 「月額プラン」とは、月間の所定容量に対して月額固定料金を課金するプランをいいます。

(8) 「モバイルアクセスアカウント ID」とは、端末又は利用者を識別するために付与される符号をいいます。

(9) 「課金開始日」とは、当社が利用料金の課金を開始する日をいいます。

(10) 「関連資料」とは、本約款又は利用契約に基づき当社が利用者に提供するマニュアル、説明資料、注意事項その他一切の資料をいいます。

### **第3条（通知）**

1. 当社から利用者への通知は、電子メール、書面、当社又は当社指定先の Web サイトへの掲載その他当社が適当と判断する方法により行います。

2. 前項の通知は、電子メールを発信した時点、又は Web サイトへ掲載した時点で効力を生ずるものとします。

## **第2章 契約の締結等**

### **第4条（申込み）**

1. 本サービスの利用を希望する者は、本約款に同意の上、当社所定の方法により申込みを行うものとします。

2. 利用者は、申込みにあたり真実、正確かつ最新の情報を当社に提供するものとします。

### **第5条（承諾及び契約成立）**

1. 当社は、申込みを受け付けた順に審査し、承諾したときに利用契約が成立します。

2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、申込みを承諾しないことがあります。

(1) 技術上又は業務上、本サービスの提供が著しく困難なとき

(2) 申込み内容に虚偽、誤記又は記入漏れがあるとき

(3) 申込者が利用料金その他の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあるとき

(4) 申込者が本約款に違反するおそれがあるとき

(5) 申込者が反社会的勢力に該当すると当社が判断したとき

(6) その他、当社が契約者として不適當と判断したとき

3. 当社は、利用契約成立後、利用開始日及び課金開始日その他必要事項を当社所定の方法により通知します。

## **第6条（登録情報の変更）**

1. 利用者は、氏名若しくは名称、住所、電話番号、電子メールアドレス、請求先その他登録情報に変更が生じた場合、速やかに当社所定の方法により変更手続きを行うものとします。

2. 利用者が前項の手続きを怠ったことにより通知不達、請求遅延、通信不能その他の不利益が生じても、当社は責任を負いません。

## **第7条（契約内容の変更）**

利用者が通信プラン、利用台数その他契約内容の変更を希望する場合は、当社所定の方法により申し出るものとし、当社が承諾した時点で変更の効力が生じます。

## **第8条（最低利用期間）**

1. 本サービスの最低利用期間の有無及び内容は、申込書、料金表又は個別条件に定めるものとします。

2. 卸側の基本条件として12か月の最低利用期間が定められている契約条件が存在するため、利用者向け条件においても同等又はこれに準ずる条件が設定される場合があります。実際に適用される最低利用期間及び中途解約時の取扱いは、申込書、料金表又は個別条件に定めるとおりとします。

## **第3章 本サービスの内容**

### **第9条（本サービスの内容）**

1. 本サービスは、携帯電話事業者その他電気通信事業者が提供する移動無線通信網を利用して提供するモバイルデータ通信サービスです。

2. 本サービスは、端末を通じて国内及び海外の対象地域においてインターネット接続を提供するものであり、提供地域、利用可能な通信方式、利用可能な通信プランその他詳細は、別途当社が定めるものとします。

3. 本サービスはデータ通信専用であり、当社が別途明示しない限り、音声通話その他の電気通信役務を含みません。

### **第10条（プランの種類）**

1. 当社は、2段階定額プラン及び月額プランを提供します。
2. 2段階定額プランは、一定の単位ごとに利用料金が積み上がり、当社が定める上限金額に達した場合は当該上限額を上限として課金されます。
3. 月額プランは、月単位で所定容量及び料金が設定されるプランであり、当月内に付与容量を使い切った場合の速度制限、追加容量の購入可否その他の条件は、当社が別途定めるものとします。
4. 各プランの具体的な料金、容量、上限、適用開始時期その他の条件は、申込書、料金表又は個別条件に定めるものとします。

## **第 11 条（端末及び利用環境）**

1. 利用者は、本サービスの利用にあたり、当社が指定する端末又は法令上必要な技術基準への適合性を有する端末を使用するものとします。
2. 端末の設定、電源供給、Wi-Fi 接続設定、接続先機器の設定その他利用者側の利用環境の整備は、利用者の費用と責任において行うものとします。
3. 当社は、利用者が前項の利用環境を整備しないことにより本サービスを利用できなかった場合、責任を負いません。

## **第 12 条（海外利用）**

1. 海外利用が可能な場合であっても、対象国、対象地域、利用可能日数、料金その他条件は、当社が別途定めるものとします。
2. 海外利用が発生した場合の料金は、利用日数又は利用量に応じて別途計算され、国内利用分とは別計上される場合があります。
3. 海外利用の請求時期は、当社又は提供元の集計の都合により国内利用分と異なる場合があります。

## **第 4 章 料金及び支払**

### **第 13 条（利用料金）**

1. 利用者は、当社に対し、本サービスの利用料金、端末代金、初期費用、変更手数料、追加容量料金、再発行費用その他当社が別途定める料金を支払うものとします。

2. 利用料金は、課金開始日から解約日まで発生し、利用の有無にかかわらず、申込書、料金表又は個別条件で定める計算方法に従って算出されます。

#### **第 14 条（請求及び支払サイト）**

1. 通信料金は月末締めとし、当社は原則として利用月の翌々月に請求します。
2. 端末代金の支払時期は、通信料金の支払時期と異なる場合があり、当社が別途定める条件に従うものとしします。
3. 利用者は、請求書記載の支払期日までに、当社指定の方法により支払うものとしします。
4. 銀行振込その他支払に要する手数料は、利用者の負担としします。

#### **第 15 条（請求明細）**

1. 当社は、利用料金の請求明細を、当社所定の方法により通知します。
2. 利用者は、通知された請求明細を支払期日までに確認し、内容に疑義がある場合は、支払期日までに当社へ申し出るものとしします。
3. 2 段階定額プランその他従量課金型プランについては、利用実績の集計及び請求確定処理を要するため、月末締め後すぐの確定明細発行には対応できない場合があります。

#### **第 16 条（支払遅延）**

利用者が支払期日までに料金を支払わない場合、当社は、支払期日の翌日から完済まで、年 14.6%の割合による遅延損害金を請求することができます。

#### **第 17 条（日割り計算）**

当社は、当社が別途明示する場合を除き、月額プランの月額料金について日割計算を行いません。2 段階定額プランその他の従量課金型プランについては、当社が定める計算単位に従って算定します。

### **第 5 章 利用者の義務**

#### **第 18 条（ID・パスワード等の管理）**

1. 利用者は、モバイルアクセスアカウント ID、パスワードその他認証情報を自己の責任において厳重に管理し、第三者に貸与、共有又は利用させてはなりません。

2. 利用者の認証情報により本サービスが利用された場合、当該利用は利用者自身による利用とみなします。

## **第 19 条（自己責任の原則）**

1. 利用者は、本サービスの利用及びその結果について、一切の責任を負うものとします。
2. 利用者が本サービスの利用により第三者に損害を与え、又は第三者からクレーム等を受けた場合、利用者は自己の費用と責任でこれを処理解決するものとします。
3. 利用者の行為により当社に損害が生じた場合、当社は当該利用者に対しその損害の賠償を請求することができます。

## **第 20 条（禁止事項）**

利用者は、本サービスの利用に際し、次の各号の行為を行ってはなりません。

- (1) 法令又は公序良俗に反する行為
- (2) 当社又は第三者の権利、利益、名誉、信用、プライバシーを侵害する行為
- (3) 当社又は第三者の設備若しくはネットワークに過度な負荷を与える行為
- (4) 本サービスを不正アクセス、なりすまし、ウイルス送信、迷惑メール送信その他不正な目的で利用する行為
- (5) 当社の承諾なく本サービスを再販売、再提供、転貸、質入れその他処分する行為
- (6) 動画の常時視聴、継続的な大容量ファイル送受信、オンラインゲームその他ネットワーク品質又は公平利用を著しく害する利用
- (7) その他、当社が合理的理由に基づき不相当と判断する行為

## **第 21 条（公平利用）**

1. 本サービスは、通信事業者のネットワーク品質維持及び公平利用の観点から、短時間に大量の通信を行った場合その他当社又は通信事業者が必要と判断した場合、通信速度の制限、通信の中断又は利用停止が行われることがあります。
2. 特に動画視聴、ビデオ通話、大容量ファイルのダウンロード若しくはアップロード、常時接続型通信、オンラインゲームその他高負荷通信は、利用制限の対象となる場合があります。

3. 前二項に基づく制限は、利用者への事前通知なく行われる場合があります。

## 第6章 サービスの中止・停止・解約

### 第22条（利用者からの解約）

1. 利用者は、当社所定の方法により解約を申し出ることができます。
2. 解約の締切日、解約効力発生日及びモバイルアクセスアカウント ID の廃止手続その他必要な事項は、申込書、料金表又は個別条件に定めるものとします。
3. 解約時点で発生済みの料金、費用その他債務は、解約後もなお支払義務を免れません。

### 第23条（当社による利用停止）

当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、事前の通知又は催告なく、本サービスの全部又は一部の利用を停止することがあります。

- (1) 利用料金その他債務の支払を怠ったとき
- (2) 本約款に違反したとき
- (3) 第20条の禁止事項に該当する行為を行ったとき
- (4) 本サービスの提供又は運営に支障を生じさせたとき
- (5) その他当社が必要と判断したとき

### 第24条（当社による解約）

当社は、前条の利用停止後も相当期間内に是正がなされない場合、又は利用者が申込み時に虚偽の申告をしたことが判明した場合、反社会的勢力に該当すると判断した場合その他利用契約の継続が困難であると当社が判断した場合、利用契約を解除することができます。

### 第25条（サービスの中止・廃止）

1. 当社は、保守、工事、障害対応その他やむを得ない事由がある場合、本サービスの全部又は一部の提供を中止することがあります。
2. 通信事業者による回線提供の中止、制度変更、技術上の理由その他当社の責によらない事由により、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

3. 当社は、前二項に基づき中止又は廃止を行う場合、可能な範囲で利用者へ通知します。

## 第7章 保証及び免責

### 第26条（品質保証の限定）

1. 本サービスはベストエフォート方式で提供されるものであり、通信速度、通信品質、通信の可用性、接続の継続性、特定地域における接続可能性その他一切の品質保証を行いません。

2. 電波状況、建物、地形、天候、通信混雑、通信事業者の設備障害、端末性能その他の要因により、通信の全部若しくは一部が利用できない場合又は接続中の通信が切断される場合があります。

### 第27条（免責）

1. 当社は、次の各号に起因して利用者又は第三者に生じた損害について責任を負いません。

(1) 通信事業者側の設備障害、通信制御、メンテナンス又は仕様変更

(2) 電波状況の悪化、通信混雑、対象エリア外利用、建物・地形等による受信不良

(3) 利用者又は接続先機器の設定不良、操作ミス、互換性不良

(4) 第21条に定める公平利用に基づく制限

(5) 天災地変、戦争、暴動、停電、感染症、法令改廃、公権力の処分その他不可抗力

2. 当社は、本サービスを利用することにより利用者が第三者との間で生じた紛争について、一切責任を負いません。

### 第28条（責任の限定）

当社の責に帰すべき事由により利用者に損害が生じた場合であっても、当社の賠償責任は、当社が当該利用者から受領した直近1か月分のサービス利用料相当額を上限とし、かつ通常かつ直接の損害に限られるものとします。逸失利益、事業機会の喪失、代替通信手段費用その他の特別損害について、当社は責任を負いません。

## 第8章 個人情報・反社会的勢力・雑則

### 第29条（個人情報の取扱い）

当社は、利用者の個人情報を、法令及び当社のプライバシーポリシーに従って適切に取り扱い、本サービスの提供、本人確認、料金請求、サポート対応、各種通知その他これらに付随する目的のために利用します。

### **第 30 条（秘密保持）**

利用者は、本サービスに関連して当社から開示された非公知の技術上、営業上又は運営上の情報について、当社の事前承諾なく第三者へ開示又は漏えいしてはなりません。但し、法令に基づく開示要請がある場合はこの限りではありません。

### **第 31 条（反社会的勢力の排除）**

1. 利用者は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋その他反社会的勢力に該当せず、かつこれらと関係を有しないことを表明し保証するものとします。
2. 利用者が前項に違反した場合、当社は何らの通知又は催告なく利用契約を解除することができます。

### **第 32 条（権利義務の譲渡禁止）**

利用者は、当社の事前承諾なく、利用契約上の地位又は本約款に基づく権利義務を第三者に譲渡し、承継させ、担保に供し、又はその他処分してはなりません。

### **第 33 条（約款の変更）**

1. 当社は、法令変更、サービス内容変更、運用上の必要その他相当の理由がある場合、本約款を変更することができます。
2. 変更後の約款は、当社所定の方法で周知した時点又は当社が別途定める適用開始日から効力を生じるものとします。

### **第 34 条（分離可能性）**

本約款の一部が法令により無効又は執行不能とされた場合であっても、その他の規定は引き続き有効に存続するものとします。

### **第 35 条（準拠法及び合意管轄）**

本約款及び利用契約には日本法を適用し、本サービスに関して当社と利用者との間で生じた一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 附則

本約款は、2026年4月16日以降に締結又は更新される利用契約に適用されます。

## 別紙 このドラフトであえて断定していない項目

項目	理由
エンドユーザー向け最低利用期間・違約金の具体額	卸側契約では12か月条件が確認できるが、エンドに同条件をそのまま適用する確証資料がないため。
2段階定額プラン及び月額プランの具体金額	にゃんこ向け確定料金表がこの会話内で未提示のため。
サポート受付時間・窓口	jetfi規約の記載はあるが、にゃんこ向け運用で同一条件と断定できないため。
海外利用対象国一覧・単価表の全文転載	ベース契約に海外利用の考え方はあるが、エンド向けにそのまま出すべき確定版が未確認のため。